



き じ つ ぜ ん と う ひ ょ う 期日前投票をご存知ですか？

「期日前投票」は手続きが簡素化され、
投票がスムーズに行えます

富士見町長選挙投票日は、
8月7日です！
告示日 8月2日(火)

「期日前投票制度」とは？

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所において投票することを原則としていますが、期日前投票制度は、選挙期日前であっても、選挙期日における投票と同じく、投票用紙を直接、投票箱に入れることができます。

期日前投票での投票の方法は、投票用紙に候補者の氏名を書く「記載式投票」です。

対象となる投票は？

従来のお不在者投票のうち、名簿登録されている富士見町選挙管理委員会で行う選挙が対象となります。

投票期間は？

選挙期日の告示日の翌日から選挙期日の前日までの間です。

今回の富士見町長選挙では、8月3日(水)～6日(土)のいずれも午前8時30分～午後8時まで、富士見町役場4階の期日前投票所で行います。

投票できる人は？

選挙期日に仕事や都合があるなど、次の事由で投票所に行って投票できない見込みの人は、期日前投票ができます。

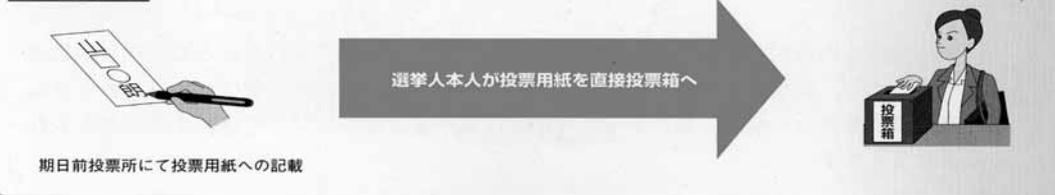
1. 仕事に従事中であったり、親族の冠婚葬祭がある場合
2. 用務や事故のため、自分が登録されている投票区の区域外に旅行中か滞在中の場合
3. 病気や出産、障害などで歩くことが困難な場合

投票手続の大幅な簡素化

従来の不在者投票



期日前投票



富士見町長選挙
8月7日(日)
投票日



「指定病院・施設等における不在者投票」 は従来どおり行います

選挙人名簿に登録されている人で、投票日に指定された病院や施設に入院(所)中の人は、指定施設で不在者投票をすることができます。

不在者投票のできる人

事故等のため選挙人の属する投票区の区域外にある指定病院等に入院(所)し、投票の当日において入院(所)中の見込みの者
疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障害等のため指定病院等に入院(所)し、投票の当日において歩行が困難である見込みの者(歩行できる場合は不在者投票をすることができませんが、病院等が所属投票区外にあれば、に該当してできます。

不在者投票のできる期間

告示の日の翌日から投票日の前日までの間、毎日午前8時30分から午後5時までです。